

自社株対策セミナー開催しました

令和7年9月12日税理士法人NEXT3階会議室において「経営者のための自社株対策セミナー」を開催しました。弊社税理士の田中より自社株を扱う上での注意点や評価減のポイントを2部に渡って解説しました。

第1部では「分散・乗っ取りを防ぐ！株主構成の整備と株式管理のポイント」と題して、少数株主対策をしなかったことにより起こりうる問題点やトラブル、その回避術を説明しました。株を1株でも所有していると株主代表訴訟を始めとした株主の権利を行使することが可能です。権利を行使することで経営を妨害することもできます。少数株主をほったらかしにするものの危険性、その対処法を真剣に聞いている参加者の姿が印象的でした。

第2部では「その評価、適正ですか？自社株の価値を正しく把握する方法」と題して、株式の処分に対する課税の違いと評価を下げる方法を説明しました。株は譲渡や贈与等どのような行為で移動させるかによって税務上の価格が変化します。正しい課税の知識を学んだ上、評価を下げるメリット・デメリットと評価を下げる手法を理解していただけたと思います。

自社株の問題は今後増えていくことが予想されます。税務上・会社法上の解釈が複雑となる論点ですので、不明点・質問等ありましたら税理士法人NEXTまでご連絡ください。

また、次世代を担う平成生まれの経営者向けの勉強会や企業経営を学べる研修会などを開催予定としております。もし、よろしければご参加ください。

9月17日岐阜新聞掲載

少数株主対策
経営者に解説
NEXTがセミナー

税理士法人NEXT（岐阜市本荘中ノ町）は、経営者のための自社株対策セミナーを同法人事務所で開催した。同法人の田中健一税理士が、第1部と第2部に分けて二つのテーマで講演した。

第1部は「分散・乗っ取りを防ぐ！株主構成の整備と株式管理のポイント」と題して講演し、株主の権利や株券発行法人のリスク、少数株主対策などを分かりやすく解説。「株を1株以上



自社株対策について解説する田中健一税理士（岐阜市本荘中ノ町、税理士法人NEXT）

持っていると、株主代表訴訟の訴え、株主総会決議無効の訴えができる。会社の邪魔ができる」と指摘。その上で「経営的に難しいが、90%以上の株を単独で持っていれば安泰」と話した。

NEXT
GROUP



経友会
KEIYUKAI

〒500-8364

岐阜市本荘中ノ町1丁目1番地

税理士法人
NEXT
Advisory Office

税理士法人

NEXT
社会保険労務士法人 NEXT

社会保険労務士法人

NEXT
GIFU

行政書士法人

株式会社

株式会社

NEXT

NEXT

NEXT

NEXTLINK

NEXT岐阜

TEL. 058-275-3555(代)

FAX. 058-275-3556

E-Mail. info@next-zei.jp

TEL. 058-275-3552(代)

E-Mail. Sharoushi@next-zei.jp

TEL. 058-275-3558(代)

FAX. 058-275-3556

TEL. 058-275-3550(代)

FAX. 058-275-3557

E-Mail. info@next-gifu.jp

VOL 412. NOVEMBER. 2025

経理の「？」を「！」に

キャッシュレス決済の記帳、どうしてる？

日々の業務の中で生じる、経理処理にまつわる迷いやギモン、誤解についてあらためて確認していくシリーズです。今回のテーマは「キャッシュレス決済の記帳タイミング」。会計ソフトへのデータ取り込みが一般化する中、売上と費用計上のタイミングを再確認しておきましょう。

決済手段で経理処理は異なる！

ポイントは「発生主義」を貫くこと！

コロナ渦を経て、急速に広まったキャッシュレス決済。クレジットカード、電子マネー(Suica・WAON 等)、二次元コード(PayPay・楽天ペイ等)など、その手段も多様化しており、「現金はほとんど持ち歩かず、キャッシュレス決済中心」という人も増えてきました。

キャッシュレス決済は、その決済方法により、大まかに①後払い式②プリペイド式——に分かれますが、いずれも「発生主義※」で記帳することがポイントとなります。

※実際に金銭の受取や支出があった時点ではなく、取引が発生した時点で収益や費用を認識すること。

case①

後払い式：クレジットカード決済

「取引時」「入金時・引落時」に仕訳が必要

●売上の計上タイミング

(1)売上発生時

商品やサービスの提供が完了した時点(＝売上発生時点)で売上を計上します。飲食店や小売業等の「BtoC」の場合、顧客がクレジットカードで支払った時が「売上発生時点」です。現金はまだ入金されていないため、「クレジット売掛金」(または「売掛金」)で処理します。

仕訳例

クレジット売掛金	売上
100,000 円	100,000 円

(2)入金時

クレジットカード取引があった日から数日～数週間



後に、手数料を差し引いた金額がクレジットカード会社から預貯金口座等に入金されます。入金があった時点で、売掛金の消込処理をします。この時、差し引かれた手数料は「支払手数料」等で費用計上します。

仕訳例

※手数料 2%の場合

普通預金	98,000 円	クレジット売掛金
支払手数料	2,000 円	100,000 円

●費用の計上タイミング

(1)カード決済をした時

原則として、クレジットカード決済をした時(＝商品購入日・サービス受領日)に費用計上します。この時点ではまだ預貯金口座等からの引き落としはされていないため、「クレジット未払金」(または「未払金」)で処理します。

仕訳例

備品消耗品費(費用科目)	クレジット未払金
3,300 円	3,300 円

(2)引落時

預貯金口座等からの引き落としがあった時点で、未払金の消込処理をします。

仕訳例

クレジット未払金	普通預金
3,300 円	3,300 円

case②

プリペイド式：電子マネー、コード決済 「チャージ時」「取引時」に仕訳が必要

(1)チャージした時

チャージした時点ではまだ物品購入等の取引は行われていないため、「前払金」等で処理します。

仕訳例

前払金 5,000 円 / 現金 5,000 円

(2)電子マネーを使用した時

実際に電子マネーを使用した時点で、「前払金」等から振り替えて、取引内容に応じた勘定科目で仕訳します。

仕訳例

備品消耗品費 2,000 円 / 前払金 2,000 円

公私混同を招かないよう

事業用とプライベートできっちり分けよう

「財布要らず」のプリペイド式の電子マネー等は気軽に利用できるため、取引先等との飲食や備品を購入



する時などに、プライベートのアカウントを使用してしまう場合があります。そのため、電子マネー等を使用した時は、必ず領収書をもらう、取引履歴をダウンロードして保存しておくなど、お金の流れが分かる証拠をきちんと残しておきましょう。

プライベートのクレジットカード・電子マネー等の利用は、公私混同を招くおそれがあります。法人カードや法人用電子マネーを使うようにする、業務用携帯のアプリ・アカウントから決済する——など、事業用とプライベートのお金の流れを、きっちり分けられるような仕組みやルールをつくるのが大切です。

また、取引記録とデータ連携できる会計ソフトを利用することで、経理処理の省力化にもつながります。キャッシュレス決済が普及した今こそ、「データはデータのまゝ」取り込む「入力レス(自動化)」を検討してみたいかがでしょうか。

参考

「データはデータそのまま」取り込んで、「入力レス(自動化)」を目指そう！

—FX クラウドシリーズに搭載されている 3 つの機能

証憑保存機能



電子取引データ(PDF 等)や紙の証憑を電子データとして保存。証憑から読み取ったデータを活用して、仕訳データをかんたんに生成できます。

銀行信販データ受信機能



インターネットバンキングの入出金明細、クレジットカード支払明細、電子マネーの支払明細データを自動受信。仕訳計上がかんたんにできます。

タブレット POS レジからのデータ受信機能



タブレット POS レジ(ユビレジ、Air レジ、スマレジ)との連携で、日々の売上手間なく集計。集計した売上データを取り込み、売上仕訳の入力業務を省略化！

出典：TKC グループホームページ「TKC 会計ソフト『FX クラウドシリーズ』」

年末調整直前！

おさらい！「年収の壁」

所得税の「年収 103 万円の壁」や、社会保険の「年収 106 万円の壁」の見直しなどにより、何かと話題の「年収の壁」。働き方が変化した方も多いと思われます。それによる年収の変化は 12 月以後に行う年末調整にも大きく関係するため、今一度、おさらいしておきましょう。

※本欄の「年収」とは、給与所得者の年間給与収入のことをいいます。また、会社員の夫とパートで働く妻、大学生の子どもがいるケースを例に説明しています。

「年収の壁」には、次の 2 つがあります。

- (1)税金にかかわるもの
- (2)社会保険にかかわるもの

(1)税金にかかわる「壁」

税金にかかわる「壁」には、納税者本人の所得税(住民税)に影響するものと、その配偶者や親等の税負担に影響するものとがあります。

①所得税の「160 万円の壁」と 住民税の「110 万円の壁」



会社員やパート、アルバイト等で働く給与所得者は、令和 6 年分までは「年収 103 万円以下」であれば、所得税がかかりませんでした。令和 7 年度税制改正により、所得税の給与所得控除の最低保障額と基礎控除額が見直され、所得税がかからない年収が「160 万円以下」にまで引き上げられました。一方、住民税については基礎控除額と非課税基準



額が変わっていないため、年収が 110 万円を超えていると課税されます(令和 8 年度分から)。また、自治体によっては、110 万円以下でも住民税均等割が課税されます。

②配偶者の所得税負担にかかわる 「201 万円の壁」



妻の年収が 160 万円以下であれば、その夫は自身の収入から最高 38 万円の「配偶者控除」または「配偶者特別控除」を受けることができます。(ただし夫本

図表：「年収の壁」と税金・社会保険料の負担の関係

妻・子の年収	妻・子の負担		
	所得税	住民税	社会保険料
105.6 万円未満	なし	なし※1	なし
110 万円以下	なし	なし※1	なし/あり※2
123 万円以下	なし	あり	なし/あり※2
130 万円未満	なし	あり	なし/あり※2
150 万円以下	なし	あり	あり※2※3
160 万円以下	なし	あり	あり※2
188 万円以下	あり	あり	あり※2
201.6 万円未満	あり	あり	あり※2

人の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合)。妻の年収が 160 万円を超えると夫の控除額が段階的に縮小し、201 万 6,000 円以上になると控除が受けられなくなります(「201 万円の壁」)。

③大学生年代の子を扶養する

親の所得税負担にかかる



「150 万円の壁」「188 万円の壁」

「150 万円の壁」とは、生計を一にする大学生年代(19 歳以上 23 歳未満)の子等の年収が 150 万円以下であれば、子等を扶養する親は 63 万円の「特定扶養控除」または「特定親族特別控除」(令和 7 年度税制改正により創設)が受けられるというものです。子等の年収が 150 万円を超えても、188 万円以下までは「特定親族特別控除」の適用が受けられます。ただし、控除額は段階的に縮小し、188 万円を超えると控除が受けられなくなります(「188 万円の壁」)。

(2)社会保険にかかわる「壁」

所得税がかからない範囲は「年収 160 万円以下」となりましたが、社会保険への加入により社会保険料の負担が生じる「106 万円の壁」と「130 万円の壁」があります。

①勤務先の規模による「106 万円の壁」



勤務先の従業員数(厚生年金保険の被保険者数)が 51 人以上の事業所であり、かつ下記の条件をすべて満たすと、健康保険・厚生年金保険の保険料の負担が生じます。

●月額賃金が 8 万 8,000 円以上(年収換算で 105 万 6,000 円以上/残業代・賞与・通勤手当・臨時の手当は原則含めない)

●週の勤務時間が 20 時間以上 30 時間未満(残業時間は原則含まない)

●2 か月を超えて働く予定がある

●学生ではない(休学中・定時制・通信制の人は除く)



②「130 万円の壁」

夫の扶養に入っている妻の年収が 130 万円以上になると、妻の勤務先の規模や労働時間等にかかわらず、原則として扶養から外れ、妻自身で国民健康保険・国民年金の保険料を支払うことになります。

社会保険料の変化を試算してみよう！

厚生労働省 Web サイト

「社会保険適用拡大特設サイト(社会保険加入のメリットや手取りの額の変化について)」
(令和 7 年 9 月 1 日現在)



※1 自治体によっては 110 万円以下でも住民税均等割が課税されます。※2 勤務先の従業員数や州の勤務時間等によって、健康保険・厚生年金保険の社会保険料負担が発生します。※3 19 歳以上 23 歳未満の人の被扶養者認定における年収要件が「150 万円未満」に引き上げられました(令和 7 年 10 月 1 日適用)。※4 控除額が段階的に縮小。

妻・子に給与収入がある場合の控除の有無(夫の所得への影響)				妻・子の年収	
配偶者控除	配偶者特別控除	特定扶養控除	特定親族特別控除		
あり	なし	あり	なし	105.6 万円未満	← 106 万円の壁
あり	なし	あり	なし	110 万円以下	
あり	なし	あり	なし	123 万円以下	← 110 万円の壁
なし	あり	なし	あり	130 万円未満	
なし	あり	なし	あり	150 万円以下	← 130 万円の壁
なし	あり	なし	あり※4	160 万円以下	← 150 万円の壁
なし	あり※4	なし	あり※4	188 万円以下	← 160 万円の壁
なし	あり※4	なし	なし	201.6 万円未満	← 188 万円の壁
					← 201 万円の壁

マネジメントゲームの特徴を知ろう

12月5日、6日に戦略マネジメントゲーム研修を開催いたします。

マネジメントゲームとは何をするものなのかというお声をいただいたのでご紹介いたします。

【マネジメントゲームの目的】

経営者としての意思決定力・数字感覚・戦略思考を養うため、仮想の会社を経営し、利益を最大化することを目指します。

【ゲームの流れ】

1期(1年)ごとに意思決定や行動等の経営判断を行い、期末に決算書を作成し分析を行います。
3～5期を通して最終的に純資産を最も多くした者が勝利です。

- ①意思決定・・・設備投資、仕入、販売、採用、資金調達等を決定します。
- ②行動・・・意思決定を基に利益が最大化できるよう行動を起こします。
時にはリスクが発生することもあります。
- ③決算・・・期末に売上・経費・利益を計算し、財務諸表を作成します。
- ④分析・・・損益計算書・貸借対照表から次期の戦略を考えます。

【マネジメントゲームの特徴】

- ・実際の経営に近い疑似体験（会計・在庫・資金繰りを自分で処理）ができる。
- ・数字（会計）と戦略（意思決定）の両面を体で学べる。
- ・経営判断の結果が即座に数字に反映されるリアルな体験ができる。



【マネジメントゲームで学べる事】

- ・マネジメントゲームを通じて経営とは何か？を学ぶことができます。
- ・経営数字（損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書）の理解。
- ・決算書（損益計算書・貸借対照表）が書けるようになる。
- ・先を読む意思決定力とリスクマネジメント能力を養う。
- ・自社外との競争と自社動向のバランス感覚を養う。



12月5日・6日にマネジメントゲーム研修を開催します。

参加者は経営者、従業員を問わず募集しております。

参加希望の方は、税理士法人 NEXT 担当職員までお声掛けください。



【社会保険労務士法人 NEXT からのお知らせ】

今回は、助成金についてご紹介いたします。

人材の定着や職場環境の整備は、企業の成長に欠かせない重要な取り組みです。

国の助成金制度を上手に活用することで、社員のキャリアアップ支援や育児・介護との両立支援などにかかる費用負担を軽減しながら、働きやすい職場づくりを進めることができます。

詳しくは、社会保険労務士法人 NEXT まで
TEL:058-275-3552



【キャリアアップ助成金(正社員化コース)】

目的	非正規雇用労働者の企業内での正社員や処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度
対象となる労働者の条件	① 6か月以上雇用されていること ② 労働者は有期雇用や無期雇用であり、正規雇用労働者として雇用されていることを約束されていないこと ③ 正社員化を行った事業主または取締役の三親等以内の親族でないこと
助成額	有期→正社員：40万円～80万円
申請するメリット	① 企業はコストを抑えて人材の育成と雇用環境の改善を図ることができる ② 優秀な人材確保や育成に注力でき、企業の競争力を高める効果が期待できる ③ 福利厚生や給与面での待遇が向上し、キャリア形成やスキルアップの機会が増える

【両立支援助成金(出生時両立支援コース)】

目的	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備等を行ったうえで、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した場合の助成金制度
対象となる労働者の条件	① 子の出生後8週間以内に育児休業を開始していること ② 雇用環境整備の措置を複数実施すること ③ 育児休業制度などを就業規則に定めていること
助成額	第1種：1人目：20万円 2～3人目：10万円 第2種：1回のみ：60万円
申請するメリット	① 職場環境の整備と人材定着の促進が期待される ② 企業イメージが向上し採用力が強化される

【両立支援助成金(育児休業等両立支援コース)】

目的	育児離職を防止するため、育児復帰プランを策定し、育児休業の円滑な取得・職場復帰の取り組みを行った場合の助成金制度
対象となる労働者の条件	① 連続3か月以上育児休業を取得したこと ② 育児復帰支援プランを作成すること ③ 育児休業制度などを就業規則に定めていること
助成額	育休取得時：30万円 職場復帰時：30万円
申請するメリット	① 従業員の育児離職を防止できる ② 育休復帰プランを策定することで円滑に業務の引継ぎを行うことができる

【関与先紹介】

当事務所の関与先であります、**株式会社 松波テクノ**様と**株式会社 岐東設備**様が9月27日の岐阜新聞に掲載されましたのでご紹介させていただきます。

優良建設工事業者表彰とは、建設技術の向上と公共工事の品質確保を目的として、岐阜市長が年に一度行うものです。優れた実績を挙げた建設工事業者に対して授与され、地域社会の発展に貢献しています。



株式会社 松波テクノ

住 所：岐阜県岐阜市長良福光 147 番地 3
電 話：058-232-3171
H P：https://www.mspk.jp

株式会社 岐東設備

住 所：岐阜県岐阜市北一色 5-13-14
電 話：058-245-3521
H P：https://gitousetsubi.com/

日本政策金融公庫年末資金相談会を開催します

日本政策金融公庫の年末資金相談会を下記の日程で税理士法人 NEXT の事務所にて開催します。運転資金、設備資金等の借入をご計画の企業の皆様、お気軽にご相談ください。

申込希望の方や下記以外の日程をご希望される方は監査担当者又は NEXT までお電話ください。

日時：令和7年11月18日（火） 10：00～16：00

予約：10：00 より一時間毎に予約を受付します。

【事前準備資料】

- 資金使途：運転資金（賞与資金等）、設備資金
- 借入希望金額・借入資金実行希望日
- 直前期決算書一式・直前試算表・見積書等
- 新規申込の場合：会社謄本一通

NEXT YouTube チャンネル情報

11月1日より公開予定

相続税の税務調査の流れを知ろう～税務調査で調査官から質問される内容～

事務所営業日

11 NOVEMBER 2025							12 DECEMBER 2025						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
						1		1	2	3	4	5	6
2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13
9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20
16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27
23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31			
30													

11/3：文化の日

11/12：若手サークル

11/14：平成生まれの勉強会

11/14：年末調整セミナー

11/23：勤労感謝の日

12/27～R8.1/5：年末年始休業

【編集委員】大塚・浅野・東谷・可児・栗本・下斗米